

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則(商工指導課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)

### ◇企業管理規程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程(総務課)

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程(〃)

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程を廃止する企業管理規程(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正（別表関係）  
 対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額		金額（一人月額）	
	現行	改正後	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
十七階層	三、〇〇〇、〇〇二円以上 三、七二五、二〇〇円以下	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、七九四、四〇〇円以下	一四五、七〇〇円一四八、六〇〇円	一四四、七〇〇円一四七、六〇〇円
十八階層	三、七二五、二〇二円以上	三、七九四、四〇一円以上	一四六、三九〇円一四九、三〇〇円	一四五、三九〇円一四八、三〇〇円

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正（附則別表関係）  
 経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、七九四、四〇一円以上（現行三、七二五、二〇二円以上）とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金額（一人月額）	
	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
C十階層	一四五、七〇〇円 一四八、六〇〇円	一四四、七〇〇円 一四七、六〇〇円
D階層	一四六、三九〇円 一四九、三〇〇円	一四五、三九〇円 一四八、三〇〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正（別表関係）  
 対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対 象 収 入 額		金 額 (一 人 月 額)			
	現 行	改 正 後	大居室を使用する場合		小居室を使用する場合	
十七階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、七二五、二〇〇円以下	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、七九四、四〇〇円以下	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
十八階層	三、七二五、二〇一円以上	三、七九四、四〇一円以上	一四六、〇九〇円 一四九、〇〇〇円	一四五、七〇〇円 一四八、六〇〇円	一四五、〇九〇円 一四八、〇〇〇円	一四八、〇〇〇円

2 平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正（附則別表関係）

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、七九四、四〇一円以上（現行三、七二五、二〇一円以上）とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金 額 (一 人 月 額)	
	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
C十階層	現 行 一四五、七〇〇円	改 正 後 一四四、七〇〇円
D階層	現 行 一四六、〇九〇円	改 正 後 一四八、〇〇〇円

三 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

一 県が金融機関に対して中小企業者への貸付原資を貸し付ける制度の対象となる事業として、工場に隣接する地域の環境を整備するための設備の設置等をする事業を加えるとともに、当該事業に係る貸付けを行う場合における中小企業者への貸付条件を次のとおり定めることとした。

貸付期間 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の限度額	貸付利率
十二年以内	二年以内	五千万円又は設備の近代化に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額	年七・五パーセント以内

二 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 建替えを実施した福守団地及び東郷団地の家賃を変更することとした。
- 二 住戸改善を実施した末恒第一団地、永江団地及び上粟島団地の家賃を変更することとした。
- 三 倉田団地ほか四十八団地の身体障害者等のための住宅の家賃を引き下げることとした。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

### 規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第二十五号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一四五、七〇〇円」を「一四八、六〇〇円」に、「一四四、七〇〇円」を「一四七、六〇〇円」に改め、同表D階層の項中「三、七一一、二〇一元」を「三、七九四、四〇一元」に、「一四六、三九〇円」を「一四九、三〇〇円」に、「一四五、三九〇円」を「一四八、三〇〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、七二五、二〇〇円」を「三、七九四、四〇〇円」に、「一四五、七〇〇円」を「一四八、六〇〇円」に、「一四四、七〇〇円」を「一四七、六〇〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、七二五、二〇〇円」を「三、七九四、四〇〇円」に、「一四六、三九〇円」を「一四九、三〇〇円」に、「一四五、三九〇円」を「一四八、三〇〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一四五、七〇〇円」を「一四八、六〇〇円」に、「一四四、七〇〇円」を「一四七、六〇〇円」に改め、同表D階層の項中「三、七二五、二〇〇円」を「三、七九四、四〇〇円」に、「一四六、三九〇円」を「一四九、三〇〇円」に、「一四五、三九〇円」を「一四八、三〇〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、七二五、二〇〇円」を「三、七九四、四〇〇円」に、「一四五、七〇〇円」を「一四八、六〇〇円」に、「一四四、七〇〇円」を「一四七、六〇〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、七二五、二〇〇円」を「三、七九四、四〇〇円」に、「一四六、三九〇円」を「一四九、三〇〇円」に、「一四五、三九〇円」を「一四八、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十 中小企業者が工場、事業場又は店舗に隣接する地域の環境を整備するための設備を設置し、又は当該設備を設置するため土地を取得し、若しくは造成する事業(第七号に掲げる事業を除く。)

別表に次のように加える。

第三条第十号に掲げる事業	十二年以内	二年以内	五千万円又は設備の近代化に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額	年七・五パーセント以内
--------------	-------	------	-----------------------------------	-------------

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の倉田団地の項中「二六、九〇〇円」を「二六、六〇〇円」に改め、同表の浜坂第二団地の項中「三四、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同表の東町団地の項を次のように改める。

東町 団地	第二種県営住宅	一〇一号、一〇二号、二〇一 号及び二〇二号の住宅	四	二八、四〇〇円
"	"	一〇三号から一〇五号まで、 二〇三号から二〇六号まで、 三〇一号及び三〇二号の住宅	九	三四、六〇〇円
"	"	一〇六号の住宅	一	二三、五〇〇円

別表の高草団地の項中「八、五〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同表の西品治団地の項中「一五、一〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「七、九〇〇円」に改め、同表の湖南団地の項中「一九、七〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、

同表の白浜団地の項中「二五、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表の美穂第一団地の項中「一〇、九〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同表の美穂第二団地の項中「三六、一〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同表の末

恒第一団地の項中

"	一七号及び二二号の住宅	二
---	-------------	---

二六、四〇〇円	を	"	"	一七号の住宅	一
"	"	"	"	二二号の住宅	一

二六、四〇〇円	に、	"	三三号から八八号までの住宅
一五、二〇〇円		"	

五六	一九、三〇〇円	を	"	二五号及び二九号の住宅
"	"	"	"	二六号から二八号まで、三〇号から三二号まで及び三四号から三六号までの住宅
"	"	"	"	三三号の住宅
"	"	"	"	五七号から八八号までの住宅

二	二六、八〇〇円
九	二六、三〇〇円
一	一五、二〇〇円
三二	一九、三〇〇円

の	八〇	二四、三〇〇円
---	----	---------

まで及 号まで	七九	二四、三〇〇円
	一	一四、〇〇〇円

に、

住宅	一二九号から二〇八号ま
----	-------------

住宅	一二九号から一六九号 び一七一号から二〇八 の住宅
住宅	一七〇号の住宅

に改め、同表の円通寺団地の項中「二

五、九〇〇円」を「二二、八〇〇円」に改め、同表の国安南団地の項中「一七、三〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同表の宇倍野第一団地の項中「一六、〇〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表の宇倍野第二団地の項中「一八、五〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同表の高山団地の項中「一五、〇〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一〇〇円」に改め、同表の土師百井団地の項中「二三、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表の國中団地の項中「八、二〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表の宮岡団地の項中「二四、九〇〇円」を「一二、四〇〇円」に改め、同表の船岡団地の項中「一六、五〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同表の隼団地の項中「三四、五〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「九、一〇〇

円」を「四、四〇〇円」に改め、同表の西郷団地の項中「一五、四〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表の中南団地の項中「二〇、五〇〇円」を「九、七〇〇円」に改め、同表の八東第一団地の項中「一三、九〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「八、七〇〇円」に改め、同表の八東第二団地の項中「一六、八〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表の五輪団地の項中「一六、〇〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同表の智頭第一団地の項中「三〇、八〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「三〇、三〇〇円」を「一七、八〇〇円」に改め、同表の智頭第二団地の項中「三三、八〇〇円」を「一八、三〇〇円」に改め、同表の宝木団地の項中「八、三〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表の三明寺団地の項中「二七、八〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表の北野団地の項中「一三、五〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表の小鴨団地の項中「一〇、七〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「一七、七〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表の福守団地の項中

宅	一号から二二号までの住宅	二二	九、六〇〇円
	三三号から四八号までの住宅	一六	一〇、三〇〇円
	六四号から七一号までの住宅	八	一一、八〇〇円

を 第一種真管

第一種真管	住	住
-------	---	---

住宅 一号から一四号までの住宅 一四 九、六〇〇円 に、

二一三〇三号、二一三〇四号、二一三〇三号及び二一三〇四号の住宅 四 二六、五〇〇円 を

二一三〇三号、二一三〇四号、二一三〇三号及び二一三〇四号の住宅	四	二六、五〇〇
三一一〇一号の住宅	一	二七、八〇〇
三一一〇二号から三一一〇四号までの住宅	三	三三、四〇〇
三一二〇一号及び三一二〇一号の住宅	二	二七、三〇〇
三一二〇二号から三一二〇四号まで及び三一二〇二号から三一二〇四号までの住宅	六	三一、九〇〇

に改め、同表の東和田団地の項中「二五、六〇〇円」を「一一、一

〇〇円」に改め、同表の高城第一団地の項中「八、五〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表の高城第二団地の項中「一六、八〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同表の高城第三団地の項中「一九、〇〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表の浜団地の項中「二〇、六〇〇円」を「九、七〇〇

〇円」に、「二四、三〇〇円」を「二二、三〇〇円」に改め、同表の東郷団地の項中「九、一〇〇円」を「一九、六〇〇円」に改め、同表の大野団地の項中「二〇、九〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改め、同表の栄第一団地の項中「八、三〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表の栄第二団地の項中「一六、五〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同表の浦安団地の項中「九、一〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「二九、三〇〇円」を「一七、七〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「二七、二〇〇円」に改め、同表の成美団地の項中「八、八〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「一四、九〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表のみどり団地の項中「三、八〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「二四、二〇〇円」を「一二、四〇〇円」に改め、同表の陰田団地の項中「三〇、五〇〇円」を「一五、五〇〇円」に改め、同表の永江団地の項中

八 二〇、一〇〇円

二五号、二九号及び三三三号の住宅	二五号、二九号及び三三三号の住宅
二六号から二八号まで、三〇号から三二号まで及び三四号から三六号までの住宅	二六号から二八号まで、三〇号から三二号まで及び三四号から三六号までの住宅
七三号から九六号までの住宅	七三号から九六号までの住宅

に改め、同表の上粟島団地の項中

三 二六、八〇〇円	二四 二〇、一〇〇円
九 二六、三〇〇円	

二五号、二六号からの住宅



二九号及び三三号  
ら二八号まで、三  
三二号まで及び三  
三六号までの住宅

一三三号、一七号及び二二号の  
住宅  
一四号から一六号まで、一八  
号から二〇号まで及び二二号  
から二四号までの住宅

営住宅  
住宅 一〇七号から一五四号までの  
四八 一一、八〇〇円

県営住宅  
住宅 二五号、二九号及び三三三の  
三 二六、八〇〇円

住宅 二六号から二八号まで、三〇  
号から三二号まで及び三四号  
九 二六、三〇〇円  
住宅 一三一号から一五四号までの  
二四 一一、八〇〇円

同表の法勝寺団地の項中「一五、三〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「二  
二、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表の手間団地の項中「三  
五、〇〇〇円」を「一九、一〇〇円」に改め、同表の庄内団地の項中

第二種県営住宅	一号及び二号の住宅	二	一五、七〇〇円
"	三号の住宅	一	一一、三〇〇円
"	四号から七号までの住宅	四	一五、八〇〇円
第二種県営住宅	一号、二号及び四号から七号 までの住宅	六	八、三〇〇円
"	三号の住宅	一	五、九〇〇円

第一種  
第一種  
" " 第一種

に改め、同表の浜の上第一団地の項中「一四、〇〇〇円」を「七、〇〇〇  
円」に、「一六、二〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表の浜の上第  
二団地の項中「二四、〇〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表の伯  
南団地の項中「二三、〇〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表の小江  
尾団地の項中「二〇、八〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「二四、〇〇  
〇円」を「一一、三〇〇円」に改める。

附則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

企業管理規程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号）  
の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県管理立事業及び鳥取県営観光施設事業」を「及び鳥  
取県管理立事業」に改める。

第十六条の二第一項中「次の各号に掲げる」を「その性質上納入通知書

によりがたい」に改め、各号を削る。

別表第一中鳥取県管観光施設事業勘定科目を削る。

附 則

この企業管理規程は、平成五年四月一日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（特殊勤務手当の種類）

第六条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 発電所等管理業務手当
- 二 発電集中制御業務手当
- 三 特殊現場作業手当
- 四 発電用導水路等設置作業手当
- 五 企業業務手当

六 工業用水送水機器操作保守業務手当

七 塩素取扱手当

八 用地交渉手当

九 夜間設備等管理業務手当

第七条の見出し及び同条第一項中「発電所等管理業務従事職員の特殊勤務手当」を「発電所等管理業務手当」に、「企業局西部事務所」を「西部事務所」に改め、同条第二項中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第八条を削り、第七条の二の見出し及び同条第一項中「発電集中制御業務従事職員の特殊勤務手当」を「発電集中制御業務手当」に改め、同条第二項中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第八条とする。

第九条を次のように改める。

（特殊現場作業手当）

第九条 特殊現場作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

一 職員が地上又は水面上十五メートル以上の足場の不安定な箇所（知事が定める場合にあつては、地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所）で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。

二 職員が橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下四メートル以上の深所で行う監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。

三 職員がトンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。

四 職員が発電所の建設現場(次条に規定する手当の支給対象となる箇所を除く。)で行う監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第二号の業務 二百二十円(同項第一号の業務のうち、地上又は水面上二十メートル以上の箇所で行われた業務にあつては、三百二十円)

二 前項第三号の業務 五百六十円  
三 前項第四号の業務 六百九十円

3 第一項各号に掲げる業務のうち次の表の上欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、それぞれ同表の下欄に掲げる業務に係る手当は支給しない。

第一号の業務	第一号の業務
第三号の業務	第一号の業務 第一号の業務
第四号の業務	第一号の業務 第一号の業務 第三号の業務

第十条を次のように改める。

(発電用導水路等設置作業手当)

第十条 発電用導水路等設置作業手当は、職員が著しく足場が不安定で危

険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が前項の業務に従事した日一日につき千四百円とする。

第十一条の見出し及び同条第一項中「企業業務従事職員の特殊勤務手当」を「企業業務手当」に改め、同条第三項を削る。

第十二条の見出し及び同条第一項中「操作業務従事職員の特殊勤務手当」を「工業用水送水機器操作保守業務手当」に、「企業局西部事務所」を「西部事務所」に改め、同条第二項中「百分の十二」を「百分の十」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十三条を削り、第十三条の二の見出し及び同条第一項中「塩素取扱業務従事職員の特殊勤務手当」を「塩素取扱手当」に、「企業局西部事務所」を「西部事務所」に改め、同条第二項中「二百三十円」を「二百九十円」に改め、同条第三項を削り、同条を第十三条とする。

第十三条の三の見出し及び同条第一項中「用地取得折衝業務従事職員の特殊勤務手当」を「用地交渉手当」に改め、同条第二項中「四百二十円」を「六百円」に改め、同条を第十三条の二とする。

第十三条の四の見出し及び同条第一項中「夜間設備等管理業務従事職員の特殊勤務手当」を「夜間設備等管理業務手当」に、「企業局西部事務所」を「西部事務所」に改め、同条を第十三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(併給禁止)

第十三条の四 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この

規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

発電所等管理業務手当	発電集中制御業務手当 工業用水送水機器操作保守業務手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
発電集中制御業務手当	発電所等管理業務手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
工業用水送水機器操作保守業務手当	発電所等管理業務手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
発電用導水路等設置作業手当	特殊現場作業手当

第十三条の五を次のように改める。

(手当の支給の特例)

第十三条の五 次の各号に掲げる特殊勤務手当は、月の一日から末日までの間において当該特殊勤務手当の支給される業務に従事する職員として勤務することとなっている日のうち、任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日又は休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項及び第三項

に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病による場合を除く。)若しくは停職を命ぜられた期間中の日を合算して得た日数が当該勤務することとなっている日の日数の二分の一を超える場合には、支給しない。

- 一 発電所等管理業務手当
- 二 発電集中制御業務手当
- 三 企業業務手当
- 四 工業用水送水機器操作保守業務手当

2 次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ第九条第二項、第十条第二項又は第十三条第二項に規定する額に百分の六十を乗じて得た額とする。

- 一 特殊現場作業手当(第九条第一項第四号の業務に係るものを除く。)
- 二 発電用導水路等設置作業手当
- 三 塩素取扱手当

附 則

この企業管理規程は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項、第七条の二第二項及び第十二条第二項の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

鳥取県管営生温泉公園の管理に関する規程を廃止する企業管理規程をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程を廃止する企業管理規程  
鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程（昭和五十五年十月鳥取県企  
業管理規程第一号）は、廃止する。

附 則

この企業管理規程は、平成五年四月一日から施行する。